

◇泉 美 和 子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めていくために、幾つかの点について町長の見解をお伺いいたします。

孤立死、孤独死が大きな社会問題になっています。また、年間3万人を超える自殺、子ども虐待、消えた高齢者問題など、今日の社会問題の多くに貧困と社会的孤立との関係が指摘されるようになっていきます。人間らしい暮らしが豊かな社会関係を土台として成り立っていると考えると、孤立している状態そのものが大きな問題です。また、何らかの生活困難に陥ったときに、支援と結びつかないまま生活が悪化していくこととなります。

ことし1月札幌市で40代の姉妹が孤立死、2月にはさいたま市で一家3人の遺体が見つかった事件はまさに貧困死と言っていいものであり、新聞各紙もこの問題を取り上げ、2月23日付の読売の編集手帳では、「飢えずにすむ世の中にするべく、日本人はみんなして戦後の坂を上ってきたはずである。どこで間違ってしまったのだろう。顔も名前も存じ上げない方々だが、餓死に追いやってしまったことに社会の一員として恥じ入る」と述べています。

また、2月24日付の朝日天声人語では、「こうした悲劇には公共料金の滞納、たまる郵便物などの前兆がある。微弱なSOSがプライバシーの壁を乗り越えて行政に届く策をめぐらせばかなりの孤立死は救えよう」と、生活困窮世帯からのSOSを行政がしっかりととらえる必要性を述べています。悲劇を生み出さない、繰り返させないためには行政と地域がSOSをどう受けとめるかがとりわけ重要になっていると思います。「自助・共助・公助」ということが言われて久しいわけですが、個人の自助と地域の助け合いが供用され、公的責任を解除することのないよう、権利としての社会保障、社会福祉のあり方が問われなければならないと考えるものです。

そこで質問いたします。

社会的孤立を生まない地域づくりを進めるため、当町の現状と対策についてお伺いいたします。支援を要する人みずからがかかわりを拒否するなど、見えにくいという課題もあると思いますが、制度の枠からはみ出る気になる世帯の把握が重要だと思います。実態調査と対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

生活困窮による町税、国保税、上下水道料金などの滞納者について情報の共有、一元化により滞納者の生活全体像を把握し、単なる滞納の回収で済ませることなく、生活再建への支援を基本とした働きかけを行うことが重要だと思いますがいかがでしょうか。

町が住民を守るセーフティネットとして十分機能するために各担当課との連携を強化していくこと。ライフラインについては供給停止を行わないことを基本にすべきではないでしょうか。

障がい者手帳、療育手帳、要介護認定を受けながら、福祉・介護サービスを受けていない人について、訪問、電話などで生活実態調査を行うこと。困難を抱えている人について、必要なサービス提供を受けられるよう支援すること。家庭、親戚、近所などの支援者がいるかどうか確認し、日常的な孤立状態の解消をはかること。

以上について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長 登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、社会的孤立を生まない地域づくりの現状と対策についてですが、現在町では、高齢者や要援護者が安心して暮らしていただけるよう町が支援している社会福祉協議会や民生児童委員協議会、身体障がい者協会やくるみの会、老人クラブやシルバー人材センターなどの関係団体、さらには行政区単位のみさと地域見守りチームなどと連携を図りながら地域全体で支える体制を構築しております。まずはその現状にご理解をいただきたいと思います。

その上で、さまざまな困り事に対する相談窓口としては、高齢者には福祉保健課内に設置している地域包括支援センターのほか、町内3カ所の在宅介護支援センターなどに各種相談窓口を設置しております。また、障がいのある方には町内の2カ所及び横手市の1カ所の事業所に委託し、相談支援事業所を開設、対応しているところです。

また、住民が直接利用可能な事業として高齢者の閉じこもり防止や安否確認などを目的に、ふれあい安心電話事業や配食サービス事業、生きがい活動支援通所事業及びお元気ハガキ事業を実施しているとともに、障がいのある方の社会参加という観点からは、移動支援事業や自動車免許取得費助成事業などを実施し、必要なサービスを受けられる支援体制を構築しているところです。

さらに、民生児童委員の協力を得て、主治医や薬の情報、緊急連絡先などを示した「みさと安心パック」の設置を推進しているほか、冒頭申しましたみさと地域見守りチームの結成を各行政

区に呼びかけ、地域のつながりの強化などに努めているところです。

こうした各般にわたる取り組みを踏まえ、このような対策を関係機関と、そして関係団体、さらには地域との連携をもとに引き続き展開し、今後も社会的孤立を生まない地域づくりを目指し取り組みを推進してまいりたいと存じます。

次に、実態調査と対応についてですが、行政サービスの利用の有無にかかわらず、民生児童委員や地域の情報をもとに、気になる高齢者を対象に行う高齢者実態把握事業を社会福祉協議会に委託し既に実施しております。平成23年度は186人について調査を行った上で、今後の支援内容について検討し、生きがいデイサービスの利用など必要なサービスの提供をしております。平成24年度は約300人を対象として調査を実施する予定です。今後も継続実施することとしておりますので、こうした調査を通じ家庭状況等を把握しながら対応してまいります。

なお、社会福祉協議会でも要援護者の実態調査を実施していることから、適宜必要な情報交換を行っているところです。

一方、こうした調査を通じ、本人の意思と周囲の認識に違いがある方が見つかります。具体的には、本人はサービス利用はまだ不要との認識であっても、周囲はサービスするよう考慮したほうがよいという認識に立っている場合ですが、こうした事例には町の地域包括支援センターの職員を年複数回訪問させ、直接状態や意志の確認を行うなどしてフォローをしているところです。

次に、生活再建への働きかけについてですが、滞納の徴収に当たっては、税務課滞納対策班と担当課が連携を図り、世帯情報等を共有した上で納付相談や臨戸訪問で生活状況を詳しく聞き取りし、その上で納付能力の有無等を判断して対応しております。具体的には、聞き取り等の結果、生活再建への取り組みが必要である場合は、多重債務を抱えて生活が窮迫している方には住民生活課や、県の消費生活相談センターを紹介しております。

また、生活が困窮して生活上の悩みをかかえている方には、福祉保健課や社会福祉協議会の相談窓口を、そして子どもの給食費の支払い等が困難な方には教育委員会の相談窓口を紹介しているところです。

また、滞納者の生活安定に配慮し、納付を分割できる分割納付制度を説明するとともに、生活困窮や罹災者に対する減免制度の周知や、生活の困窮状況が生活保護基準以下の場合は法律に基づき徴収を保留し、生活を窮迫させないよう執行停止手続を行っているところです。

このように、徴収に当たっては、単に滞納解消のみの視点ではなく、滞納者の生活安定を考慮しながら細やかな徴収、収納に努め、生活再建への支援を認識しながら対応しているところです。

のでご理解をいただきたいと存じます。

なお、納付能力がある滞納事案に対しては、納税者の公平性確保の観点から、町として当然行うべき保全措置を行っているところですので、あわせてご理解をお願いいたします。

次に、ライフライン関係についてのご質問ですが、まずもって、滞納に係る関係各課の連携については、先ほどお答えしたように、既に連携を図りながら対応してきており、今後もこれまで以上に連携に留意しながら対応してまいりますので、どうかご理解をお願いいたします。

また、水道の給水停止については、使用料金について支払能力があると認められるものの、納入しないなど悪質な方。納入方法の具体的な話し合いに応じないなど納入に誠意が見られない方などを対象に給水停止することができると定めております。具体的には滞納を確認した後、まずは督促状を送付します。その後においても具体対応が認められない場合は再度督促状を交付し、それでも納入されない場合は訪問や電話等でさらに督促いたしております。それでもなお対応がない場合や連絡がとれない場合にはやむを得ず給水停止を予告しております。昨年度においては、給水停止予告段階で滞納者から何らかの対応があり、実際の給水停止措置には至っておりません。今後もこうした対応を基本にしてまいりたいと存じます。

なお、その際には医療や福祉などさまざまな支援を必要とする方については、関係課と連携を図りながら状況把握に努め、給水停止措置の実施について慎重に検討、対応しております。いずれ、ライフラインについては使用料収入を基本に運営されており、使用料金を公平に負担していただくことが必要な事業ですので、さまざまな事情を参酌して判断してまいります。基本的に従前と同様の取り組み方で今後とも滞納解消に努めてまいります。

次に、手帳交付や認定を受けながらサービスを受けていない人の生活実態調査についてですが、サービスを必要とする高齢者の相談窓口としては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、各施設など、町内に複数個所設置し、支援を求める方に広く門戸を開いております。

また、要介護認定を受けながら介護サービスの提供を受けていないと思われる方は、本町においては要介護認定者のうち、約15%程度と見受けられます。この方々のおおよそ半数は要支援1、2の方であることから、必ずしも介護サービスを必要としていない方も含まれているものと考えられます。

また、身体障害者手帳や療育手帳などを交付された方には、手帳交付時に利用可能なサービスや制度について一人一人に説明をしておりますが、利用可能なサービスの種類や公共料金、公共

交通機関など料金の割引などが等級により多岐にわたっていることから、すべてのサービス利用状況の把握はできません。しかし、手帳を所持している方のうち、これらサービスを全く利用していない方は少ないものと考えております。こうした状況を踏まえ、改めてこれらに係る調査を行うことは現在のところ考えておりません。

また、各種困難を抱えていらっしゃる方々には、先ほど申しましたとおり、相談窓口を町内に複数箇所設置しておりますので、どうかご相談いただきたいと存じますし、さきに説明いたしました高齢者実態把握事業による調査で引き続き状況把握に努め、日常的な孤立を防止してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君） いろいろきめ細やかな対応をなさっているというご答弁でありましたし、理解するものでありますけれども、現在の問題は、高齢者に限らない、いろんな年代の層で大変な状況が生まれているということが社会的な問題になっております。現にさいたま市の亡くなった例は老夫婦のほかに30代の息子さんがいたということもありまして、見守りの対象の中から外れているという、そういうことがあります。現に町内でも、例えば高齢な片親と60代くらいの息子さんというところで地域の見守りといいますか、行政の気になるというところから外れて介護を非常に要する状態になっていたけれども、余りしばらくの間そのままになっていたという例もありますし、また、原因はわかりませんが、一人亡くなっていたという、そういう例も幾つかあるやに聞いております。そういう中で今回、このようなきめ細かな対応をしていながら、十分貧困死だとかということのないようにしていくためのさらなる対策というものでお伺いしたところであります。

それで、例えば下水道料金の滞納の督促などに何か困っていることはありませんかと、ご相談くださいと、そういうような督促状の出し方をして把握しているという自治体の例なども聞いております。また、ライフラインについては事業者と、下水道・上水道は行政ですけれども、例えば電気とか、そういうものでも業者と連携を取りながら協定を結んで、都会の方ですけれども、そういうことを実施して、見守りの中にそういうライフライン業者との連携を行っているというところもあります。昨今のこういう社会情勢の中では、そのことがとりわけ、厚労省などもそういうことを、取り組みをするための通達を出したりしているということも聞いておりますので、そういうことも今後検討してくべきではないかと思うんですが、そういう点についてもう一度ご

答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 町長 自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 泉議員の再質問にお答えいたします。

ただいまのお話につきましては、ご提案として受けとめさせてもらいながら、町としてはこれまででき得る最大限のことをやっているということについてもご理解いただきたいと思っております。その上で、行政がすべて担うことには限界がありますので、冒頭の答弁で申しましたとおり、社会全体で、地域全体でそうした役割を担っていくことが自治体あるいは地域に課せられた責務でもあるというふうにご理解いただきまして、先ほど議員がお話しになった具体の事例等がございましたら、いち早く私どもにつなげていただければ迅速な対応ができますので、一人一人の情報を双方ともに共有するという体制を、これまでもやってきたつもりですが、今後もそうした体制で臨みたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「以上」の声あり）

それでは、次の質問に移っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 国保税の引き下げについて質問いたします。

長引く不況のもと、雇用不安の広がりや年金引き下げなど、国保加入者の暮らしはますます厳しくなっているのが現状です。住民の方々からも、「何と云っても国保税は高く支払いが大変だ。ぜひ安くしてほしい」、こういう声は依然として根強いものがあります。

国保財政を危機に陥れ、保険料高騰と滞納増の悪循環を引き起こした元凶は国庫負担の削減です。低所得者が多く加入し、保険料に事業負担もない国保には適切な国庫負担が不可欠。これは、かつて政府自身も認めていた国保財政の原則です。しかし、国が今住民の願いとは逆方向のときに、町が住民の立場で値下げや抑制の努力を続けるのかが問われていると思います。

今定例会では、税の据え置きということでありましたけれども、住民の皆さんの立場に立って、繰越金や一般会計からの繰り入れなどあらゆる財源を活用して国保税の引き下げを求めるものです。見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長 登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国保税の引き下げについてですが、国民健康保険については、国民健康保険法第10条の規定に基づき特別会計を設け、収入、支出に係る経理を行っております。具体的には、受益と

公平の原則により特定歳入である保険税や補助金等をもって保険給付などの特定歳出に充てる仕組みとなっていることは議員もご存じのとおりです。歳入における一般会計からの繰り入れについては、国民健康保険法第72条の3の規定により、保険税軽減分など認められている内容についてルールにのっとり行っているところです。

さて、本町における国民健康保険の状況についてですが、被保険者数及び被保険世帯数は減少傾向が続いている一方、医療費については、一般及び退職等も増加傾向にあり、平成23年度における医療費の給付実績は前年度に比して約1.6%の増となっております。こうした傾向は今後も継続するものと予測しているところです。

一方で、平成24年度において、被保険者の基準総所得の見込みは農業所得に好転の兆しが見られ、平成21年度並以上に増加する見込みとなっております。そのほか、平成23年度からの繰越見込み額が約2億5,000万円で、国庫負担金等の実績に伴う返還予定額4,000万円を控除して、実質約2億1,000万円の歳入増を見込める状態にあります。このような状況を踏まえ、今定例会に提案しております補正予算案では、医療費の動向、被保険者数の推移、税収見込みや前年度からの繰越金等を勘案し、国民健康保険税の税率据え置きで計上しているところです。国民健康保険特別会計の原則や、保険税の水準をかながみれば、税率を据え置くとした今定例会での補正内容は適切な判断と認識しておりまして、被保険者が減少し、かつ医療費が上昇している中、税率を引き下げる財源を法定外繰入に求めることは国保制度の原則にそぐわないものと考えております。

なお、近隣市町村においても法定外の繰り入れにより税率の引き下げを予定している自治体はないと伺っております。町では、国民健康保険財政を取り巻く厳しい環境の中で町民の負担が大きくなるように、国民健康保険の健全運営にさらに意を払ってまいりたいと考えておりますので、議員にはどうかご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問。（「はい」の声あり）

泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君） 税率据え置きで、所得がふえれば負担もふえるわけで、町には税収が入るわけですがけれども、加入者にとっては所得が上がったとはいえ、なかなか農業所得でかなりの余裕の緩和、個人的にはなかなか得られないのではないかという状況だと思います。そういう中での負担据え置きでありますけれども、税の負担が大きくなるもので、これは町長がおっしゃったように、国保の仕組みというところからすると何も言えなくなる場所ですけれども、でも、

国のいろんな制度の改悪にもめげずといいたいまいしょうか、各自治体ではいろいろ努力をして、近隣には法定外繰入で引き下げるところは今回ないようですけれども、以前、大仙市などではそういうこともやっておりますし、決してできないことではない。やはり市長の判断いかんだと思います。

今回、国保会計の補正予算を見ますと、繰越金がかなり大きく出ております。昨年の医療費の関係だとは思いますが、今後の動向とももちろん関係するわけですけれども、見積もりのぐあいはどうだったのかなとちょっと思いましたけれども、ぜひ、税率を据え置いたとはいえ、なかなか負担、重税感のある国保税ですのであらゆる、繰返しになりますけれども、いろいろな財源の確保をしながら負担軽減に努めていただきたかったなという思いであります。そしてまた、ここのしが決まったばかりですけれども、今後に向けてもぜひそういう立場で検討していただきたいと思います。多分、町長の答弁は繰返し同じだと思いますけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長 自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 泉議員の再質問にお答えいたします。

医療費の推移については、その時々々の疾病の流行等によっても随分と較差がございますので、一定の推計をもとに予算化せざるを得ないことについては議員もご理解のことと存じます。たまたま23年度においては、そうした環境のもとで見込み額よりも繰越額が上回ったということです。今後、そうした状況が続くかどうかは、これまた冒頭申しましたとおり、疾病の状況等によって大きく変わってまいりますので何とも申し上げられませんが、いずれにしても、国民健康保険制度については国一律の制度として展開され、またその制度がルールをもって運営されているという現実をかんがみますと、ルールを遵守するというのが望ましいことは言うまでもありません。現状において、そのルールを遵守しながら展開している状況でありますので、議員ご指摘の重税感、あるいは納税者に対して重いという認識は否定はいたしません。私どもとしてはそういったルールを遵守しながら、より加入者に対しでき得ることを最大限配慮しながらやるという姿勢で今後とも頑張ってまいりたいと存じます。

（「以上」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。